薬草文化発信事業 公募型企画提案 委託業務仕様書

1 業務名

薬草文化発信事業委託業務

2 目的

集客力の認められる都心部(大阪市内等)における大型商業施設で、薬草や食をテーマにしたイベントを実施することにより、漢方にゆかりの深い奈良県において製造されている、薬草等の副産物を使った関連商品(食品、飲料、雑貨等)(以下「薬草関連商品」という。)の魅力発信・知名度向上と新たな販路拡大を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年1月20日(月)まで

4 委託上限金額

2,970,000円(消費税及び地方消費税10%を含む)

5 業務概要 (業務の詳細は、「6 業務内容」を参照)

一般消費者向けに薬草文化の発信及び薬草関連商品の販売会を通じて奈良県の魅力を伝えるイベント(以下「販売イベント」という。)を行う。

<販売イベント実施内容>

●開催時期:令和6年10月~令和6年12月のうち土日を含む5日間以上

●会 場:都心部の大型商業施設(百貨店等)

●内 容:薬草文化の発信(パネル展示等)、薬草関連商品の販売等

●規 模:面積30坪以上、出展者数10以上

※開催期間中、奈良県ゆかりの薬草関連商品の魅力発信・知名度向上等に結び付くコンテンツ (ワークショップや講演会の実施等)について、企画提案すること。

6 業務内容

- (1) 販売イベント開催までの業務内容
 - ①業務スケジュールの作成
 - ・業務受託事業者(以下「受託者」という。)は契約締結後すみやかに本委託業務全体のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、各業務については随時県と調整の上、実施すること。
 - ②販売イベントにおけるデザイン企画
 - ・奈良県及び奈良県ゆかりの薬草関連商品のイメージアップとPRに相応しいコンセプトを設定し、 来場者に対して訴求力、伝達力のあるデザイン(装飾を含む)、レイアウトを企画提案すること。 なお、デザイン・内容等の最終決定は県と協議の上、決定すること。

- ③販売イベントにおける出展者・商品の選定
- ・出展者及び商品は県と協議の上、受託者が決定すること。
- ・出展者の選定にあたっては、バイヤー等の流通事業者、商業やブランディングに関するプロデューサー、デザイナー、アドバイザー等の専門家を1人以上手配し、本業務趣旨に適した出展者・商品を選定すること。
- ・出展者の出展にかかる条件整理、出展交渉、その他調整業務は受託者が行うこと。
- ④出展者向けの出展に関する業務
- ・出展者選定後は、出展者との連絡を行い、その内容に関して奈良県にも随時報告を行うこと。出展者に対しては、販売イベント前の準備、期間中のPR・対応方法、その他販売イベント出展にあたっての注意事項等を教授すること。
- ・出展者の連絡調整は受託者が行うこと。
- ⑤広報資料等の作成
- ・販売イベントのPRに必要なリーフレット等の広報資料(電子媒体でも可)等を作成すること。
- ・広報資料等のデザインやレイアウト等は、県と調整の上、決定すること。
- ・集客のため、販売イベントの事前告知を行うこと。
- ⑥奈良県ゆかりの薬草関連商品の魅力発信・知名度向上等に結び付くコンテンツに関する業務
- ・ワークショップや講演会等の魅力発信・知名度向上等に結び付くコンテンツを企画提案すること。
- ・コンテンツ実施にかかる条件整理、出展交渉、その他調整業務は受託者が行うこと。なお、コンテンツ内容等の最終決定は県と協議の上、決定すること。

(2) 販売イベント開催時の業務内容

- ①販売イベントの会場設営
- ・販売イベントに必要な什器類を用意し、ブースの施工(装飾を含む)を行うこと。
- ・商品ディスプレイについては、販売等におけるディスプレイに関する知見・実績を有する者により、出展者に指導、調整を行うこと。また、全体のイメージを損なわないよう受託者が監督すること。
- ・販売イベントの運営・施工等にあたっては、消防法その他関係法令の規定を熟知し、ブースの安全 な設営と円滑な運営を行い、出展者に対して適切な助言等を行うこと。
- ・販売イベントの運営・施工等にあたっては、イベント保険に加入すること。
- ②販売イベントの運営
- ・販売イベントの円滑な運営に必要なスタッフを配置すること。
- ・販売イベントにかかる商品および金銭等の受渡しは、受託者が責任をもって管理、実施すること。
- ③販売イベントの撤去
- ・販売イベント終了後、什器、商品等の撤去を行うこと。
- ・設営・撤去で生じた廃棄物は、責任を持って処理すること。
- ・その他必要な事後処理業務を行うこと。

(3) 販売イベント開催後の業務内容

①事業実施報告書等の提出

- ・委託業務完了後、「事業実施報告書」及び「収支報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- ・報告書の内容は、事業の実施内容、販売イベントの開催結果をとりまとめた内容とすること。
- ・県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し又は報告を求めることができる。

(4) その他、本業務の遂行に関連する業務

・その他、上記(1)~(3)に係る内容をより効果的に行うために必要と認められる業務。

7 運営体制の整備及び責任者の配置

- (1) 本業務を円滑に実施できる人員体制を整備すること。
- (2) 本業務に係る責任者及び県との連絡・調整のための担当者を配置すること。
- (3) 責任者及び担当者について、本業務に係る委託契約の締結の際、書面にて県に提出すること。

8 再委託の可否

- (1) 受託者は委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う ため、あらかじめ県と協議の上、必要と認められたときは、主要な部分を除いて業務の一部を他者に 再委託することができる。
- (2)(1)により再委託する場合は、あらかじめ再委託の相手方(相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先)、再委託する業務の内容、再委託を行う理由、再委託の相手方を選定した理由、再委託契約 (予定)金額、その他必要と認められる事項について記載した書面を県に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (3) 再委託の範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

9 著作権の取扱い

- (1) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものとする。
- (2)成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合は、受託者は、当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行う。
- (3) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、奈良県会計規則、奈良県個人情報保護条例その他関係法令・条例を順守すること。
- (2) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」を熟知し、販売とPRの際は適切な表現を使用すること。
- (3) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議の上、進めること。
- (4) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、契約や支払いに関する書類を

業務完了年度の翌年度から起算して、5年間保管すること。

- (5) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、県と受託者との間で協議の上、決定すること。
- (6)「個人情報取扱特記事項」(別記2)及び「公契約条例に関する遵守事項」(別記3)を遵守すること。

以 上

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利 利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、 従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第 10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害 賠償の請求をすることができるものとする。 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正 に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下、同じ。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。
 -)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。